

一般質問

令和元年度地区要望の新年度実施箇所について

答弁：令和2年度以降に実施予定と回答したものは14項目、うち、令和元年度で対応したのが8項目、実質的に6項目が積み残しとなった。



岩谷 司議員

《岩谷議員》

令和元年度に提出された各地区要望のうち、令和2年度に実施できる優先順位5位までの地区名・事業名、また、優先した根拠は。

《町長》

令和元年度においては、各地区から101項目にわたる要望事項が寄せられ、内容の緊急性や必要性、平等性等を勘案しつつ、財政調達策も検討した上で①当該年度に実行可能なもの、②次年度以降に実行予定のもの、③町の所管外等の理由により対応できないものなど3区分に分けて所見を付記して回答している。

議員お尋ねの②次年度以降に実施予定と回答したものは14項目あり、そのうち、回答時点で次年度以降に実施したもの、当該年度で対応したのが8項目で、実質的に6項目が積み残しとなった。

ご質問にある優先順位や根拠については、特にそういった基準を設けておらず、令和3年度以降に対応予定としたものについては、投資経費が多額になるなど、補助制度の活用可否に一定の検討が必要と判断したものである。

空き家対策に関わる固定資産税の緩和策を

《岩谷議員》

①令和元年度調査において「深浦町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」に基づき特定空家等と認定された件数、そのうち「解体したと報告した」のは何件か。また、平成27年度の空家対策特別措置法施行から4年目となるが、これまで解体すべきと報告した延べ件数と町が強制代執行した空家等はあるのか。

②「深浦町準特定空家等解体事業費補助事業」は補助金に関わる事業だが、町例規集には掲載されていないが、「深浦町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」に基づき制定したものの、町独自の時限立法として要綱を制定したのか。補助金交付要綱として制定したのであれば、町例規集に掲載すべきではないか。この要綱はいつ制定・施行されたか。また、補助事業の要綱に基づき空家等を解体した場合、税制上の措置は講じられるのか。

③「深浦町準特定空家等解体事業費補助事業」により解体した場合、町独自の税制上の緩和策として、特定空家等の条件に当てはまる管理不全の空家等を解体した際、解体後に町が10年間無償で借り上げるという名目で150万円を上限に解体費用を助成する考えはないか。

か。

①令和元年度に新たに特定空家と認定した家屋はなく、報告したものもないが、「深浦町空家等対策協議会」において令和2年度に空家等の再調査を実施し、新たな特定空家の認定を行うと決定した。これまで町が特定空家と認定した家屋は39件、その全てに対して「助言・指導」を行った。この間、解体された特定空家は9件で、うち補助金を利用したものは6件あり、これまでに町が強制代執行を行ったものはない。

②「深浦町準特定空家等解体事業費補助事業」は、町独自の時限立法として平成31年3月8日に要綱を制定し、同年4月1日から施行、適用期間は令和4年3月31日までとなる。

要綱については、必ずしも全て例規集に掲載しているわけではないが、議員ご指摘のとおり、例規集に掲載してかかるべきものであり、速やかに例規集に反映するよう指示した。

っている。

例規集への未記載といった不備はあったが、固定資産税の通知書にチラシを同封するなど、対象者の不利益にならないよう措置は講じているので、ご理解いただきたい。

③特定空家等の条件に当てはめ家屋を解体し、更地となつた土地の固定資産税については、住宅用地の課税特例（軽減措置）からは外れることになる。

宅地については個人の財産であり、特定空家等を解体し更地にすることで価値を高めることにもなる。

町としては、空家解体費等の一部助成は行つたが、それ以上の手当は他者との公平性を欠くおそれもあることから、町独自の税制上の緩和策等について今のところ考えていない。